

お知らせ

【団体の減免申請について】

当施設利用者のうち、「神奈川県立スポーツセンター及び神奈川県立西湘スポーツセンターの利用等に関する規則」の定めるところの団体につきましては、施設使用料の減額対象としております。

減免対象団体で減免を希望する団体につきましては、下記内容を確認し、減免申請書（団体名簿）を当センター事務所に提出してください。減免申請書（団体名簿）受理後、減免対象団体として対応させていただきます。

記

○対象団体及び範囲 ※神奈川県立スポーツセンターの利用に関する事務処理要綱 第2条、第12条

- ・ 公共的団体：青少年を対象として体育行事を行う団体（地域スポーツ・少年団）等
- ・ 高齢者団体：全員が60歳以上の団体
- ・ 障害者団体：障害者手帳の交付を受けている者が1人以上いる団体
- ・ その他：施設長が認めるもの

※減免対象団体及び範囲の詳細は裏側の減免規定表をご確認ください。

○申請方法

- ・ 別紙の減免申請書（団体名簿）に必要事項を記入して当センター事務所に提出してください。
※減免申請書（団体名簿）は年度ごとに更新が必要です。
- ・ 減免対応は、申請日の次の日からになります。予めご了承ください。

○減免対応期間

各年度の期間（4月1日～3月31日）

○注意事項

- ・ 利用時に減免対象ではない方（申請書の名簿無記入）は一緒にプレーできません。
※プレーする場合は減免対応外になります。予めご了承ください。
- ・ 対象者以外の方がプレーをされていることが分かった場合は、減免対象団体の承認を取り消す場合もありますので、ご注意ください。
- ・ メンバーの変更（増減）がありましたら、随時名簿の更新をお願いいたします。

以上、ご理解ご協力の程よろしくお願いいたします。

神奈川県立西湘スポーツセンター利用料金減免規程

減 免 基 準	
減 免 対 象	利用料金の減免額
①県が実施する事業	免 除
②市町村が実施する事業	1/2の額に減額 (50%減免)
③公共的団体が青少年を対象として行う体育行事等	
④小学校、中学校、義務教育学校、高等学校又は中等教育学校（特別支援学校の小学部、中学校又は高等部を含む。）が実施する体育行事	
⑤心身に障害のある者又は高齢者を対象として行う教室、研修会、練習会及びこれに伴う会議等	4/5の額に減額 (20%減免)
⑥県内の大学、短期大学又は高等専門学校が実施する体育行事	
⑦公共的団体が行う体育行事等	

(ア) 減免利用の範囲

本施設を利用する団体が行う事業で、原則次に該当するもの
<p>ア 広く県民に周知し、参加者を募る事業 特定の団体、個人を募り実施するものでなく、不特定多数を対象とするもの。</p> <p>イ 単なる練習会や交流会だけでなく大会等の事業 練習会や交流会は読んだとおり。大会等には、記録会や選考会などを含む。</p> <p>ウ その他、神奈川県が認める事業 上記のほかに、神奈川県（スポーツ局）が主催して行う事業、または、主管する事業等で優先的に実施する必要がある事業。</p>

(イ) 減免利用団体

本施設を利用する団体で原則次に掲げるもの
<p>ア ①の該当団体（主催、共催事業に限る） ・神奈川県・県スポーツ局</p> <p>イ ②の該当団体（主催、共催事業に限る） ・県内市町村</p> <p>ウ ③の該当団体（主催、共催事業に限る）*青少年を対象とした体育行事等に限る。 ・公益財団法人神奈川県体育協会及び加盟団体 ・神奈川県スポーツリーダー会 ・神奈川県レクリエーション協会 ・神奈川県スポーツ指導者連絡協議会 等</p> <p>エ ④の該当団体（学校長等からの申請のある事業） ・小学校、中学校、義務教育学校、高等学校又は中等教育学校（特別支援学校の小学部、中学校又は高等部を含む。）が実施する体育行事 *原則として、小田原市内または隣接市町内所在の学校で、学校施設が改修等で利用できない場合に限る。</p> <p>オ ⑤の該当団体（事業の全てが、心身に障害のある者又は高齢者を対象とするものに限る） ・心身に障害のある者又は高齢者（利用団体全員が60歳以上）を対象として行う教室、研修会、練習会及びこれに伴う会議等 *ただし、上記に該当しない場合でも、本施設主管課である県スポーツ局が認めた団体、事業であれば可とする。*神奈川県と要調整。</p> <p>カ ⑥の該当団体（学校長等からの申請のある事業） ・県内の大学、短期大学又は高等専門学校が実施する体育行事 *原則として、小田原市内または隣接市町内所在の学校で、学校施設が改修等で利用できない場合に限る。</p> <p>キ ⑦の該当団体（主催、共催事業に限る） ・公益財団法人神奈川県体育協会及び加盟団体 ・神奈川県レクリエーション協会 ・神奈川県スポーツリーダー会 ・神奈川県スポーツ指導者連絡協議会 等 *上記「③」に該当しない事業に限る。</p>